委　託　業　務　一　般　仕　様　書

1 適用範囲

この仕様書は、岡山市水道局の発注する本委託業務に適用する。

2 監督員

発注者は、監督員を定め、業務の施行について受注者又は次項に基づく現場責任者を指示、又は監督するものとする。

3 現場責任者及び主任技術者

(1) 受注者は、委託業務の施行について現場責任者を定め、その氏名等必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。

(2) 委託業務の施行上発注者が必要と認めた場合には、受注者は技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名等必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

(3) 現場責任者と主任技術者は、兼務できるものとする。

4　提出書類

(1) 受注者は、特記仕様書、契約書等に定める関係書類を指定期日までに提出するものとする。

(2) 提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出するものとする。

5　打合せ等

(1) 現場責任者及び主任技術者（以下、「現場責任者等」という。）は、業務の施行に関し、事前に監督員と連絡をとり、主要な打合せには必ず出席するものとする。

(2) 現場責任者等は、監督員と協議又は決定した事項について、後日疑義が生じないように記録を整備し監督員の確認を得るものとする。

6　資料等の貸与及び返還

(1) 発注者は、業務の施行に必要とされる、図面及びその他関係資料等を受注者に貸与するものとする。

(2) 受注者は、貸与された図面及びその他関係資料等について借用記録簿を備え管理に留意すると共に、業務完了後は速やかに返還するものとする。

7　業務の施行

(1) 受注者は、監督員と協議、決定した作業は、正確かつ丁寧に行うものとする。

(2) 受注者は、契約締結後、速やかに現地調査を実施し、地形的条件、既設構造物、他工事等の施工計画との関連を考慮して、業務を施行するものとする。

(3) 現場責任者等は、作業の重要な段階においては、監督員の指示又は決定を受けて、次の作業を進めるものとする。

(4) 受注者は、住民、通行者、その他に迷惑のないよう業務を施行すると共に、家屋、立木、その他の工作物及び地下埋設物等に支障を与えないように細心の注意を払うものとする。

8　現場の衛生管理

(1) 業務に従事する者は、水道事業の公益性に留意して、衛生管理に努めること。

(2) 水道施設で、直接浄水に触れる作業をする者、現場で一月以上連続して作業に従事する者は、「水道法第 21 条」（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号)「水道法施行規則第 16 条」に従い、保健所等の検査機関を有する機関の発行した健康診断書を提出すること。なお、検査項目は赤痢菌、サルモネラ菌、パラチフス、腸チフス、腸管出血性大腸菌類（0-157、0-26）とする。

9　法令等の遵守

(1) 業務の施行に当り受注者は、当該業務に関する法令、条例、規則などを遵守すること。

(2) 関係法令の運用適用は受注者の負担と責任において行うものとする。

10　土地の立入等

(1) 業務を施行するために国有、公有又は私有地に立入る場合は、使用者又は所有者等の承諾を得るものとする。

(2) 関係法令に規定する身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

11　契約の変更

契約を変更するときは、変更契約書を作成の上、発注者受注者双方記名押印しなければならない。ただし、契約変更の内容が軽微なもので、その必要がないと認めるものについては、この限りでない。

12　委託の完了

(1) 受注者は、委託が完了したときは、完了報告書等の書面をもって、委託業務の履行状況を速やかに発注者に報告しなければならない。

(2) 発注者は、前号の規定による報告を受けたときは、監督員に委託の完了を確認させ、速やかに検査の手続をとるものとする。

13　検査

(1) 発注者は、受注者から提出された報告書等について、検査を行わなければならない。

(2) 受注者は、受注者又は現場責任者（以下、「受注者等」という。）の立会いの上、検査を受けるものとする。ただし、受注者等の立会いが得られないときは、受注者等の立会いなしで検査を行うことができるものとする。

(3) 検査に要した費用は、契約に特別の定めのある場合のほか、すべて受注者の負担とする。修補、原状回復又は検査のための変質、変形、消耗若しくはき損の修繕等に要する費用についても同様とする。

14　修補

受注者は、検査に合格しなかったときは、指定期間内にこれを修補しなければならない。

15　秘密の保持

受注者は、発注者が貸与する図面その他関係資料及び当該業務によって知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。

16　損害負担

業務の履行に関して生じた損害は、発注者の責めに帰する場合を除き、すべて受注者が負担しなければならない。

17　補則

定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定めるものとする。

特　　記　　仕　　様　　書

1 適用範囲

この仕様書は、操山配水池墓地境界支障木伐採作業に適用する。

2 作業内容

・本工事に抜根作業は含まないものとし、地際から平坦に伐採すること。
・樹木の倒伏方向は墓地と反対側（局敷地側）とすること。
・本作業における伐採は、重機を進入させない人力施工とする。
・伐採時に隣接する構造物を損傷しないよう、安全に配慮して施工すること。
・伐採に伴い発生した樹木等は、搬出を行わず現地残置とするが、残置に先立ち必ず適切に細かく切断（玉切り等）を行う。
・切断後の発生材が自重や降雨等により斜面から滑り落ちることのないよう、適切な滑落防止措置を徹底すること。

3 作業時間

履行場所となる事業所の営業日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始等に係る休日を除く。）において、午前 8 時 30 分から午後 5 時までに実施すること。ただし、監督員が必要と認めたときはこの限りでない。なお、作業を行う時は事前に監督員へ連絡すること。

4 提出書類

受注者は、次の関係書類を作業完了と同時に監督員に提出しなければならない。

(1) 作業日報

作業を行ったときは、その都度提出し監督員の承認を得るものとする。

(2) 作業写真

① 作業写真は、すべてカラーで写真帳に貼付し、作業内容を記入したものとする。
② 提出部数は写真帳 1 部とする。
③ 撮影は次のものと監督員が特に指示するものとする。
（ア）　作業着手前の状況写真

（イ）　作業内容が確認できる写真

（ウ）　作業完了後の状況写真

(3) 緊急時連絡体制表

5 安全確保

(1) 受注者は、委託業務の履行にあたり、必要な安全措置を講じること。

(2) 受注者は、委託業務の履行にあたり、作業員の事故防止に十分注意するとともに事故に対する一切の責任を負うこと。

(3) 作業中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指定する期日までに事故報告書を提出すること。

(4) 受注者は、委託業務の履行中に器物の破損を発見したときは、直ちに発注者に報告のうえ、適切な措置を講ずること。

6 支払い

受注者は、発注者の行う検査に合格したときは、発注者に対して請求書をもって業務委託料の支払を請求することが出来る。

7 その他

(1) 発注者は、受注者に対象施設の鍵を貸与するものとする。

(2) 受注者は、貸与された鍵を適切に管理し、破損、紛失した場合は速やかに発注者に報告すること。

(3) 作業後は対象施設の清潔保持に努め、確実に施錠を行うこと。

(4) 受注者は、施設等を滅失、又はき損した場合は、受注者の責任において原状に回復しなければならない。

(5) 本作業に起因して、墓石、外柵、その他施設、または墓参者等の第三者に損害（破損、汚損、負傷等）を与えた場合、受注者は直ちに発注者に報告するとともに、受注者の責任と費用負担において、速やかに賠償、修復、および事後対応を行うこと。